

第4次 由布市社会教育振興計画



令和3年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって

第1節	計画策定の趣旨	・・・・・・・・	1
第2節	計画の位置づけ	・・・・・・・・	1
第3節	計画期間	・・・・・・・・	3
第4節	現状と課題	・・・・・・・・	3
第5節	基本理念・施策方針	・・・・・・・・	4

第2章 具体的な方策

第1節	学びのための支援・体制づくり	・・・	5
第2節	学びと活動の充実	・・・・・・・・	11
第3節	文化の薫るふるさとづくり	・・・・・・・・	18

資料編

1	計画策定の経過	・・・・・・・・	22
2	由布市社会教育委員条例	・・・・・・・・	23
3	由布市社会教育委員名簿	・・・・・・・・	24

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

由布市では、喫緊の社会教育的課題を把握し、その課題解決のために、平成28年に「第3次由布市社会教育振興計画」を策定し、各種事業において計画的に取り組んできました。

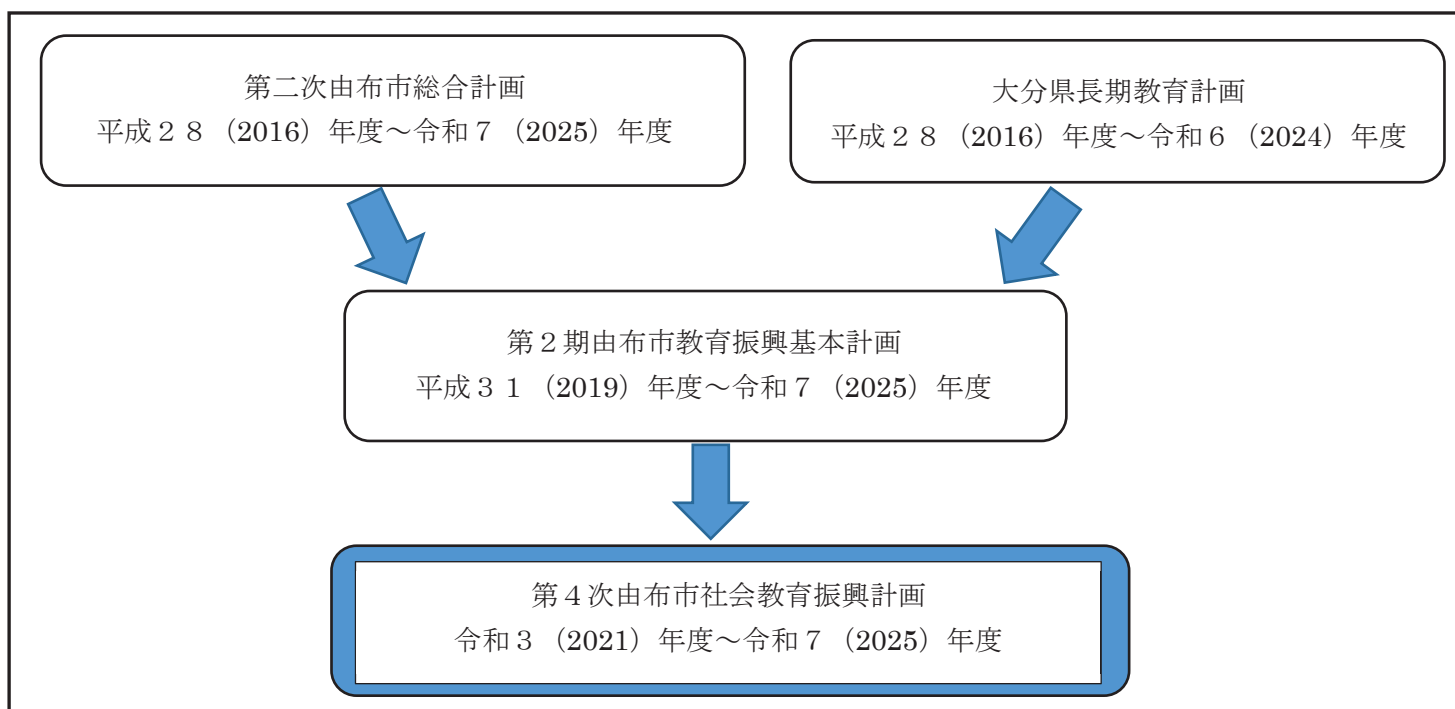
第3次計画では、社会教育・生涯学習のテーマを「一人ひとりが輝けるまちづくりを支える公民館活動」とし、拠点となる公立公民館の施設整備やモデル自治公民館の選定・由布市自治公民館連絡協議会を設立し、公民館活動の推進に取り組んできました。とりわけ庄内公民館や湯布院公民館（複合施設）は新公民館となり、地域に根差した身近にある社会教育施設として新たなスタートをきっています。

文化振興では、テーマを「文化の薫るふるさとづくり」とし、子どもたちにふるさとの歴史や文化についての学習の機会を提供するため、「由布の学び検定」や「ふるさと探検部」を実施してきました。また、「ならねっ子まつり」の開催を通じて郷土出身の児童文学作家である後藤檜根を顕彰し、児童文化の振興を図ってきました。

これまでの取組を検証するとともに、社会教育調査結果から見えてくる市民の声を最大限にいかしながら、「人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進」のための目標や方向性を明らかにし、想いを共有しながら、各種施策を総合的・体系的に進めるために新たな計画（第4次由布市社会教育振興計画）を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「第二次由布市総合計画」を基軸に、第2期由布市教育振興基本計画との整合性を図りながら立案することとし、社会教育を推進していきます。



第2次由布市総合計画（基本構想）

まちづくりの理念・目標

基本理念 「連携と協働」 「創造と循環」

基本目標

- ① 地域自治や防災、コミュニティ、行財政に取り組む
「みんなで進める！持続可能なまちづくり」
- ② 福祉や医療、健康に取り組む「一人ひとりの力を活かせるまちづくり」
- ③ 教育や文化、子育て、人権に取り組む
「人や文化を育むまちづくり」
- ④ 産業振興や雇用創出に取り組む「経済の循環から地域が潤うまちづくり」
- ⑤ 自然環境や生活環境に取り組む
「豊かな環境の中で快適な暮らしが実感できるまちづくり」
- ⑥ 観光・交流推進や地域プロモーション、移住定住に取り組む
「地域を知り、表現するまちづくり」

第2次由布市総合計画（基本計画）

重点戦略プラン

～人や文化を育むまちづくり～

プラン5 子どもたちを包み込む支えあい・助けあいプロジェクト

目標 次世代を担う子どもたちを安心して産み育てられる条件整備の推進と、市民総子育て社会の構築

プラン6 『由布の学び』創造プロジェクト

目標 地域の協育力を活用した「由布の学び」を創造し、地域に誇りを持ち、未来を担う人材の育成と、輝く地域づくり

第2期由布市教育振興基本計画 基本目標・施策

基本目標

- G・・・学力の向上
- E・・・笑顔が絶えない由布市民に
- N・・・豊かな人間性の育成
- K・・・健康で活気あふれる地域社会の形成
- I・・・知性や生きる力の育成

施策

- 教育基盤の形成
- 生きる力をはぐくむ学校教育の推進
- 人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進
- 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして

第3節 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

第4節 現状と課題

由布市においては、各中学校区に公民館・図書館などの社会教育施設があり、市民が様々な学習活動に親しんできました。近年では、コミュニティセンターなどの新たな地域の拠点も誕生しており、市民が自ら活動できる場は増えてきています。また、公民館を拠点として「協育」ネットワークを構築し、地域・学校・家庭が連携し、多くの方の関わりの中で子どもたちを育むとともに、地域を支える体制づくりを進めてきました。

しかしこの間も、人口減少や少子高齢化が進行しており、活動に参加する人の固定化や高齢化は深刻な課題のひとつと言えます。また、ライフスタイルや価値観の多様化、地域コミュニティの弱体化などの地域課題が顕在化してきています。

こうした中で、一人ひとりが生きがいのある充実した生活を送るために、趣味やスポーツ、レクリエーションはもちろん、社会的課題や私たちの住む「由布市」のまちづくりにも目を向けて考え、生涯にわたって学び、培った学習成果を積極的にいかすことができるよう、市民の主体的な学習活動を支援し、人材を育成していくという環境づくりが求められています。

第5節 基本理念・施策方針

(基本理念)

学ぶ つなぐ いかす

～学びと実践が循環するひとづくり・地域づくり～

(施策方針)

- ・ 学びのための支援・体制づくり
- ・ 学びと活動の充実
- ・ 文化の薫るふるさとづくり

第2章 具体的な方策

第1節 学びのための支援・体制づくり

(1) 学びのための体制整備

社会教育法に基づく社会教育委員や公民館運営審議会委員等の役割は、社会教育行政及び事業に市民の意見を反映させていくために重要です。また、地域社会における生涯学習の普及を図るため、社会教育士（主事）の養成に努めます。

社会教育課題の把握とその解決に計画的な取り組みを進めていくため、社会教育施設においても、社会教育や生涯学習を推進・支援する専門的な人員を配置します。

①社会教育委員活動の活性化

社会教育委員の定例会議や研修会を通して、市内外の社会教育について情報交流や意見交換を行うとともに、知識・理解を深めるための研修会（生涯学習・社会教育振興大会）を開催し、市民への学びの支援と学習情報の提供に合わせ、社会教育の在り方や方向性等について検討します。

②公民館運営審議会の活性化

公民館における各種の事業の適切かつ能率的な運営を図るため、また企画実施につき調査・審議を進めていくために、研修会をとおして県内外の社会教育について情報交流や意見交換を行います。

③社会教育士（主事）の適切な配置

社会教育施設や社会教育関連団体等が行う事業や活動に対して専門的技術的な助言と指導を行うことができるよう、社会教育士（主事）の適切な配置を進めます。

④地域学校協働活動推進員（兼 家庭教育支援員）の適切な配置と資質向上

コミュニティ・スクール（CS）の運営に参画し、地域・学校・家庭の連携をさらに推進していくために、地域学校協働活動推進員（兼 家庭教育支援員）を各中学校区に配置します。

また、市内外の各種研修をとおして推進員の資質向上に努めます。

⑤地域人材活用指導員の適切な配置と資質向上

地域人材の活用を促進し、地域の中で大人と子どもが共に成長する機会を提供するために、地域人材活用指導員を各公民館に配置します。

また、市内外の各種研修をとおして指導員の資質向上に努めます。

⑥社会教育指導員（人権教育推進員）の適切な配置

各地域において社会教育推進事業等を企画実施していくため、また地域のコーディネーターとしての役割や地域づくりに関しての情報交換や研修を充実していくために社会教育指導員の配置を目指します。

⑦図書館司書の適切な配置と資質向上

市立図書館および分館に図書館司書を配置し、蔵書の整備や図書館の利用啓発に向けた各種事業を企画実施します。

また、学校司書との情報共有や各種研修をとおして司書の資質向上に努めます。

※1 コミュニティ・スクール（CS） 学校運営協議会を導入する学校のこと
「地域とともにある学校づくり」のため、地域全体で学校運営を行うための仕組み

指 標 名	目 標 指 標		
	基準値 (令和元年度)	中間年目標値 (令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
社会教育士（主事）養成数 (累計)	3人	5人	6人

※市が職員を講習会へ参加させることにより、資格を取得した人数

『社会教育調査結果関連事項』

調査結果から、市民の「生涯学習」に対するイメージは「趣味・教養」が最も多く、次いで「健康・体力づくり」、「公共講座」の順となった。専門的人員の資質を向上させ、生涯学習の意義を社会教育関係者が広めていくことで自ら進んで学習活動に取り組む市民の増加を目指す。

<< 生涯学習とは？ >>

生涯学習とは、人々が、生涯のいつでも、どこでも、自由に行う学習活動のことで、学校教育や公共施設における講座等の社会教育の学習機会などに限らず、自分から進んで行う学習やスポーツ、文化活動などにおけるさまざまな学習活動をいいます。



竹かごづくり教室



ピラティス教室

(2) 学びのための施設整備

社会教育とその活動を推進していくために、社会教育施設・社会教育関係施設（以下「社会教育施設等」という。）を設置しています。公民館・図書館などの社会教育施設等は、誰もが学びの場として利用できる施設です。

社会教育施設等で開かれる講座や教室は住民の重要な学びの機会として期待されてきていますが、そのニーズは多岐にわたり、昨今はコミュニティセンターなど多面的な付加価値のある施設が求められてきています。

社会教育施設等の効果的、効率的な活用を進めていくために、講座や教室の利用状況や、利用者の学習ニーズ調査等を行いながら、有効活用に努めます。

【社会教育・社会教育関係施設一覧】

施設項目		施設名称	運営形態
社会教育施設	公民館	由布市挾間公民館	直営
		由布市庄内公民館	直営
		由布市湯布院公民館	直営
		由布市湯平地区公民館	直営
		由布市川西地区公民館	直営
	図書館	由布市立図書館	直営
		由布市立図書館庄内分館	直営
		由布市立図書館湯布院分館	直営
社会教育関係施設	由布市交流体験施設「庄内ゆうゆう館」	直営	
	由布市ゆふの丘プラザ	指定管理	
	由布市歴史民俗資料館	直営	

【社会教育施設整備事業】

- ◆住民が利用しやすいように社会教育施設を充実させていくために、由布市公共施設個別計画に基づいて施設整備を進めます。

【公民館連携事業】

- ◆地域の学びの拠点となる公立公民館において、継続的な学びを提供していくために、施設の効果的、効率的な運営を図ります。
- ◆市長部局と協議を行い、連携を図りながら、地区公民館の今後の管理運営の形態等について多方面からの検討を行います。

【図書館事業】

- ◆利用状況の調査や要望の把握を行い、知りたい・学びたいに応えられる図書館運営を目指します。

【交流体験施設維持管理事業】

- ◆庄内ゆうゆう館については、交流体験の施設として適切な維持管理を行うとともに、運営方法や新たな利活用方法について調査検討を進めます。
- ◆ゆふの丘プラザについては、今後の管理運営の形態等において多方面からの検討を行います。

指 標 名	目標指標		
	基準値 (令和元年度)	中間年目標値 (令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
社会教育施設年間利用者数 (スポーツ施設・図書館を除く。)	114,983 人	123,600 人	126,700 人

『社会教育調査結果関連事項』

調査結果から、住民の学びの場所と方法として「独学」が最も多く、次いで「公民館（市）等で開かれる講座や教室」となった。また、今後どのような「学び」をしたいかという問いに、性別・年代別にかかわらず「趣味に関すること」という回答が最も多く、次いで「健康に関すること」という結果となった。若年層では「知識・技能に関すること」、30代では「育児・教育に関すること」が他の年代に比べて多い傾向がみられた。さらに、社会教育行政に期待することでは「施設設備の整備」に最も多くの回答があった。

(3) 自治公民館活動の推進

市内の自治公民館においては、子ども会や老人クラブなど幅広い年代の活動に加え、地域防災など地域の実情に応じた様々な学習やコミュニティ形成のための活動が行われています。地域の中で自治公民館が果たすべき役割を再確認していくとともに、人と人がつながる拠点としての自治公民館を形成していく必要性が求められています。

自治公民館が地域コミュニティの核となるように、地域の人がつながる活動やその仕組みづくりに支援を行っていきます。

【社会教育活動推進事業】

①モデル自治公民館事業の推進

- ◆モデルとして指定した自治公民館に対して、行政や大学が連携して助言や支援を行いつつ、課題に対応した地域活動を企画実施することで、自発的な活動や地域共助の促進に取り組みます。
- ◆地域活力創造事業や由布コミュニティ事業などの地域コミュニティ活性化事業や、介護予防事業などの地域福祉向上事業を行う庁内他部署との連携を図ることにより、多方面からの支援に努めます。
- ◆人口・年齢・課題などがそれぞれ違った自治公民館をモデルとして認定・支援することで、より幅広いモデル構築に努めます。また、活動情報を市内に広めることで、由布市全体の自治公民館活動の底上げを図ります。

②由布市自治公民館連絡協議会の活用

- ◆各町自治公民館連絡協議会の体制を維持しつつ、由布市自治公民館連絡協議会として研修の実施、先進事例の紹介、各自治公民館活動の情報交換の機会を提供することで、由布市全体の自治公民館活動を支援します。

③自治公民館活動の補助

- ◆自治公民館を拠点として、人と人がつながるための地域づくり活動を継続的に実施し、また地域課題の解決の取り組みを支援するため、活動に要する経費の一部補助を行います。

④自治公民館等の整備補助

- ◆自治公民館の安定的な運用と自治公民館活動の推進を図るため、新築や修理に要する経費の一部補助を行います。

指 標 名	目 標 指 標		
	基準値 (令和元年度)	中間年目標値 (令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
モデル自治公民館認定 数(累計)	2	4	6

※第2期由布市教育振興基本計画指標

『社会教育調査結果関連事項』

調査結果から、住んでいる地域の課題として「高齢者の生活不安」、「まちの安全や住みやすさ」、「住民同士の助け合いや地域交流」という回答が多く、社会教育行政に期待することとして「まちづくりの支援」、「学習機会の充実」が上位にあげられた。

< 瀧6区 > 平成30～令和2年度 モデル地区

大分大学生との交流も兼ねた
グラウンドゴルフ大会



楽しく健康増進！
豊後高田市へのバスウォーキング



< 海老毛自治区 > 令和元年度～ モデル地区

わがまちのよさって何？
作戦会議



世代を超えて交流
卓球大会



(4) 社会教育関連団体・社会教育支援団体への活動支援

市民の学習や自主活動のニーズは多様化し、幅広い学習機会の提供が求められています。このことから、社会教育活動の推進を図るため、社会教育関連団体（PTA・青少年健全育成団体・女性団体等）に対し、お互いの課題を共有し連携を図りながら、自主的・自発的な活動を展開していけるよう支援を行います。

また、生涯学習を積極的に行っているグループや団体には社会教育支援団体登録を勧め、社会教育施設を利用しやすい体制を整えていくとともに、社会教育支援団体の情報発信を行うことで市民への学習の場の周知に努めます。

【協育支援対策事業・社会教育活動推進事業】

①社会教育活動推進のための補助

- ◆社会教育活動の推進と充実を図るため、市内のPTA・青少年健全育成団体・女性団体等に事業費の補助を行います。

②社会教育活動推進のための支援

- ◆社会教育関連団体の研修会や交流会を支援し、社会教育関連団体の活性化と情報共有を図ります。
- ◆社会教育関連団体に対し、社会教育活動の推進を図るため社会教育施設の使用料減免を行います。
- ◆社会教育支援団体に対し、持続的な学習活動の支援と、市民へ幅広く学習機会の提供を行っていくため、社会教育施設の使用料減免を行います。

指 標 名	目 標 指 標		
	基準値 (令和元年度)	中間年目標値 (令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
社会教育支援団体登録 数（構成員数）	76 (1,037人)	78 (1,070人)	80 (1,100人)

※第2期由布市教育振興基本計画指標

『社会教育調査結果関連事項』

調査結果から、社会教育行政に期待することとして「仲間づくりの場の提供」が上位にあげられた。今後どのような「学び」をしたいかという問いに、性別・年代別にかかわらず「趣味に関すること」という回答が最も多く、次いで「健康に関すること」という結果となった。若年層では「知識・技能に関すること」、30代では「育児・教育に関すること」が他の年代に比べて多い傾向がみられた。

(5) 学習情報の発信

社会教育課や公民館が主催する講座・教室のほかにも、各公民館で多くの社会教育支援団体（自主学習グループ）が活動を行っています。これらの学習情報を市民のもとに効果的に届けることで、幅広く学習機会を提供します。

【社会教育活動推進事業】

①「まなびの情報誌」の活用

◆各公民館における社会教育支援団体（自主学習グループ）の情報や主催講座の概要をまとめた情報誌を配布することで、市民の学習活動への参加を促進するよう取り組みます。

②市報やインターネットを活用した情報発信

◆市報掲載、ホームページ、SNS等を効果的に活用することで、多くの学習情報を幅広く迅速に発信します。

③対象者に合わせた情報発信

◆公共・商業施設への情報掲示、老人クラブや保育園・幼稚園・学校を通しての広報など、教室・講座ごとの対象者に合わせた効果的な情報発信を行います。

『社会教育調査結果関連事項』

調査結果から、今後の社会教育行政に期待することとして、「学習機会の充実」が各年代で上位を占めたが、60・70代では、「仲間づくりの場の提供」と答えた方が多い傾向があることが分かった。

学びの情報源としては「家族・知人」が最も多く、次いで「新聞・雑誌」、「市報・まなびの情報誌」の順となった。また、10～50代では「インターネット」による情報取得が上位を占めた。

第2節 学びと活動の充実

(1) 社会教育施設における学ぶ機会の充実

市民の学習に対するニーズは多様化し、市民が気軽に集い、交流できる場、学習者が情報を共有する場の提供が求められています。社会教育施設等では、それぞれのライフステージや様々な社会的課題に応じた講座・教室（公民館講座、家庭教育講座等）などを開催し、市民の学習機会の提供に努めています。引き続き参加者へのアンケート調査などをおし、各年代に応じた学びのニーズ把握を行い、学べる機会の充実を図るとともに、その成果を地域社会に還元し、「学び」と「活動」が循環していく仕組みづくりに努めます。

【各公民館事業】

①公民館講座・教室の充実

◆社会的課題や学習ニーズに応じた講座・教室を開催するとともに、参加しやすい学びの環境を整えます。

◆公民館運営審議会において教室・講座に関する協議をおこない、学習ニーズの把握と事業反映に努めます。

②高齢者の学習機会の充実

◆高齢者が生きがいをもって学べる機会の充実を図るために、公民館において、年間をおして継続的に学習できる機会を提供します。

③地域の体験活動

◆地域の特性（自然・産業・行事等）をいかした体験活動や文化芸術に触れる機会を提供し、子どもたちの郷土愛を育みます。

④学びの成果をいかす場の提供

◆社会教育施設で行った学習をとおして習得した学びの成果を発表する場、地域活動にいかす場の提供に努めます。

【図書館事業】

①図書館の利用促進

◆本に親しむことができる事業の企画実施や、図書館に関する情報発信を幅広く行うことで、図書館の利用促進に努めます。

②読書習慣の形成促進

◆読み聞かせボランティア活動の推進や、大人が読書に触れる機会の提供をとおして、読書習慣の形成を促進します。

③蔵書等の充実

◆図書館利用者の要望を調査し、蔵書をはじめとした各種資料を整備する際に意見を反映できるよう努めます。

指 標 名	目 標 指 標		
	基準値 (令和元年度)	中間年目標値 (令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
高齢者学級への参加割合	3.99%	4.00%	4.26%
公民館イベント等における 発表団体数	71	99	101
市立図書館貸出冊数 ※	113,670冊	118,000冊	123,500冊
市立図書館における市民一人 あたりの貸出冊数	3.3冊	3.6冊	3.8冊

※ 第2次総合計画 事務事業事後評価指標

『社会教育調査結果関連事項』

調査結果から、学びの場所・方法については、「独学」が最も多く、次いで「公民館等で開かれる講座や教室」となった。年代別では、20・30代は「独学」、40～60代は「職場等の研修会」、70代は「公民館等で開かれる講座や教室」が多い傾向にあることが分かった。今後どのような「学び」をしたいかについては、全体的にみると「趣味」が最も多く、年代別では、50代以上が「健康に関すること」、30代は「育児・教育に関すること」への関心が多い結果となった。



未来館まつり



庄内公民館まつり



湯布院公民館まつり

(2) 体験を通じて学ぶ機会の提供

現在の青少年を取り巻く社会環境は、少子高齢化が急速に進む中で、情報化、国際化、消費社会化等が進み、「人と人が交流し、学び合う体験の機会」が減少しています。しかし、著しく変化し複雑化していく社会において、自ら試行錯誤しながら問題を解決していく力を養うためには、ヒト・モノや実社会に実際に触れ、かかわり合う「直接体験」が重要視されています。

自然体験や生活体験をとおして、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤や、可能性に挑戦するために必要となる力を育成します。

【体験活動事業】

①体験学習

- ◆子どもたちに様々な体験活動の機会を提供し、その中で直面した課題を解決することで子ども自身の課題解決能力や自己肯定感を育みます。
- ◆宿泊型体験学習を行うことで、人間関係を築く力や協調性を養います。
- ◆地域に密着したプログラムを実施することにより、自分が由布市のためにできることを考える機会を作ります。

②社会教育関連団体との連携

- ◆社会教育関連団体が実施する事業と連携した参加型体験学習の機会の提供に努めます。

指標名	目標指標		
	基準値 (令和元年度)	中間年目標値 (令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
体験活動開催回数	11	13	15

『社会教育調査結果関連事項』

調査結果から、地域住民と子どもがつながる場として必要なものに対して「地域文化やスポーツ等団体活動」が最も多く、次いで「自治会等地域活動」、「ボランティア活動」の順となった。



わんぱくサマーチャレンジ

(3) 地域リーダーの育成

地域活力の維持・向上を図るため、市民が生きがいを持って地域活動に参加することができるよう、まちづくり・地域活性の核となる人材育成を行い、持続的発展に向けた学びを推進します。

【体験活動事業】

①地域における社会教育士養成の啓発

◆従来の社会教育主事が任用資格であったことに対し、社会教育士は汎用資格となったため、学びの支援やネットワークづくりを通して人づくりや地域づくりに関わる役割を担ってくれる社会教育士の普及・啓発に努めます。

②青少年リーダーの組織化

◆持続的な地域力を育んでいくために、青少年リーダーの広報・啓発活動を推進し、各地域での青少年リーダーの組織化を目指します。

市内で活動する青少年リーダー組織

挾間地域 / 挾間ジュニアリーダー（中学生・高校生対象）

湯布院地域 / 湯布院町リーダーズスクール（高校生対象）

ちょぼらクラブ（中学生対象）

③青少年リーダーの育成

◆市内青少年リーダーの交流研修会や県内外の研修会への参加をとおして、学び合う力や言葉で伝える力の習得に向けた支援を行います。また、地域での活動や学習発表、異年齢交流の場の提供などを行い、積極的に物事に取り組む力やグループをまとめる力をつけるための支援を行います。

指 標 名	目 標 指 標		
	基準値 (令和元年度)	中間年目標値 (令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
青少年リーダー育成数 (累計)	26	31	35

※第2期由布市教育振興基本計画指標



リーダースクール会議の様子



デイキャンプ



私たちのまちクリーン大作戦



花壇づくり

(4) 地域協育の推進

各中学校区ネットワーク会議を中心として、学校における地域学校協働活動・ゆふの寺子屋（小学生チャレンジ教室、未来創生塾）・家庭教育支援といった活動に取り組む中で、地域・学校・家庭がつながりあえる体制を強化します。また、コミュニティ・スクールが市内全校に導入されたことに伴い、各学校との連携を図り、諸課題に応じた学習機会の提供や、活動に参加してくれる地域人材の拡充を図ります。そのためにも、引き続き、学校教育関係者や子育て支援関係者（児童クラブなど）との協力体制を構築し、情報共有や連携に努めます。

【地域協育推進事業】

①学校における地域学校協働活動の実施

◆地域学校協働活動推進員が中心となって実施します。学校の授業補助や外部講師を地域人材が担うことによって、地域全体で子どもたちの成長を支える体制づくりに努めます。

②ゆふの寺子屋の実施

◆地域人材活用指導員が中心となって地域人材とともに行い、子どもたちに体験活動や補充学習による学習支援をとおして「学校外の学べる場所」を提供します。

③家庭教育支援活動の実施

◆子育て中の保護者が抱える課題や要望を把握し、新たな視点や気づきを得られるように、家庭教育講座を実施します。

◆地域ごとに家庭教育サロンを開催し、保護者の身近にあって安心・相談ができる居場所づくりに努めます。

④地域人材の拡充

- ◆学校をはじめとする各種団体と情報共有を図ることで、活動に参加してくれる地域人材を拡充し、「経験や能力をいかせる場所」、「やりがいや生きがいを感じる場所」の提供に努めます。

⑤各種関係者との連携

- ◆コミュニティ・スクールの推進に伴い、地域学校協働活動推進員と地域人材活用指導員が学校運営協議会委員としてコミュニティ・スクールに参画することで、地域協育の取組をさらに進めていきます。

また、社会教育関係者と学校教育関係者が連携しやすいように、研修機会の提供に努めます。

- ◆子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブなどの子育て支援関係者と情報交換・意見交換ができる場の検討を行います。

指 標 名	目 標 指 標		
	基準値 (令和元年度)	中間年目標値 (令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
地域人材リスト登録数	353	370	380
地域協育事業の取り組みに参加する地域住民の数(延べ人数)※1	3,062人	3,600人	3,700人
家庭教育講座(家庭教育サロン)参加者数(延べ人数)※2	199	210	220

※1 第2期由布市教育振興基本計画・第2次総合計画 事務事業事後評価指標

※2 重点戦略プラン指標 (家庭教育講座参加者数)

『社会教育調査結果関連事項』

調査結果から、学習によって習得した知識や技能は、「自分の人生が豊かになっている」、「家庭・日常の生活に活かしている」、「仕事・就職にいかしている」という回答が多く、個人レベルの環境でいかしている方が多いことが分かった。

また、「小中学校でのボランティア活動を支援するとしたら、どのような活動に参加したいか」の問いに対しては、「学校行事や校外活動の支援」、「学校環境整備」、などの回答が上位を占める一方で、「参加できない」と回答した方の中には、その理由として、「興味はあるが時間がない」、「参加の機会が少ない」を挙げた。



小学生チャレンジ教室
(ゆ心の寺子屋・学び)



小学生チャレンジ教室
(ゆ心の寺子屋・土曜教室)



未来創生塾
(中学生学び応援教室)

(5) 人権教育の推進

すべての人々が安心して暮らせる社会を実現していくためには、だれもが相互に人権を尊重し合い、人権の問題を身近なものにとらえていくことが不可欠です。

近年では、インターネットを悪用した人権侵害や部落差別、特定の民族や国籍の人々に対する差別的行動（ヘイトスピーチ）など、人権問題も複雑化しています。

市民それぞれが部落差別をはじめとする様々な差別を身近な問題にとらえていくために、「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨に沿った人権教育と啓発に取り組みます。

【人権教育推進事業】

- ①部落差別をはじめとする様々な差別の解消に向けた学びの充実
 - ◆公民館等の社会教育施設での「人権講座」等を計画的に開催し、差別についての認識を深めるための学びの場の拡充に努めます。
 - ◆地域社会において差別を許さないという気運を醸成していくために、社会教育関連団体等が実施する差別や偏見に関する認識を深めるための学習会を支援するなどし（経費の一部補助）、地域のリーダーの資質及び指導力の向上に努めます。
 - ◆地域の学校における部落差別問題学習の公開授業などを地域住民の学びの場として積極的に活用し、学校教育と連携した学びの推進に努めます。
- ②部落差別をはじめとする様々な差別の解消のための人権啓発の充実
 - ◆「人権を大切にする市民会議」と連携し、差別の解消に向けた取組に努めます。
 - ◆部落差別をはじめとする様々な差別の解消に向けた取組を効果的に推進していくために、社会教育施設等で実施される各種行事で人権啓発活動を実施し、人権を尊重する環境整備に努めます。

指 標 名	目 標 指 標		
	基準値 (令和元年度)	中間年目標値 (令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
地域や社会教育関係団体における人権学習の開催回数 (講師派遣数)	5	8	10

『由布市人権に関する市民意識調査関連事項』

調査結果から、22.2%が人権侵害を受けたことがあると感じており、48.5%が人権問題に関心を寄せていることが分かった。一方で、公民館で行う人権講座に参加したことがある人は6.2%、知っている人は18.4%と、認知度は低いという結果になった。



異文化交流



中学校での人権学習

第3節 文化の薫るふるさとづくり

(1) 文化財・伝統文化の保存と継承

由布市は、国指定文化財4件、県指定文化財20件、市指定文化財57件という重要な文化財を有しています。

文化財は市民共有の財産であるという認識を持ち、次の世代へ伝えていくために、「由布市文化財保存活用計画」を策定し、文化財の保存・活用に努めます。また、由布市の民俗文化財などの理解を深める拠点となる歴史民俗資料館活用のための調査・研究を行います。

【文化財保存継承推進事業】

①文化財の選定・指定・登録

◆地域の貴重な財産を文化財として指定し、かけがえのない文化遺産の保存に努めます。

②文化財情報の発信

◆文化財案内板の整備、「木綿の山通信」での情報発信により、市民が自ら地域の文化財を知り、自ら大切にしたい意識を持つことを目指します。

③文化財の保存・継承

◆文化財パトロールを実施し、人口減少や市民意識の変化による文化財滅失・散逸を防止し、次世代へ伝えることを目指します。

④埋蔵文化財の保護・保存

◆埋蔵文化財の保護・保存のため、分布状況を整理し、開発事業に際しては包蔵地保護のため適切な発掘調査の指導を行い、文化財の把握に努めます。

⑤文化財調査委員会の活性化

◆視察研修等を実施し、文化財の保存・活用に関する知識と技術の向上を図ります。

【歴史民俗資料館維持管理事業】

①歴史民俗資料館の維持管理

◆広く住民に学習の場を提供するとともに、資料の収集と保存に努め、歴史民俗資料館としての適正な運営のため、施設の維持管理に努めます。

②歴史民俗資料館の整備と活用

◆資料館の今後のあり方について調査・研究を行い、計画の拠点となる施設として積極的な整備及び活用に努めます。

指 標 名	目 標 指 標		
	基準値 (令和元年度)	中間年目標値 (令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
指定文化財案内板・説明版等の設置数 (建て替え等含む) ※1	5 1	5 4	5 8
市報・ホームページ等 を活用した情報発信数	1 2	1 4	1 6

※1 第2期由布市教育振興基本計画指標

(2) 学習機会の提供

文化財に限らず由布市の自然、歴史、地域文化、まちづくり等を学ぶ学習機会を提供し、ふるさとへの愛着と誇りを持つ人材の育成を行うとともに、多くの人が文化財に触れる機会を増やし、親しみを持つことができるよう取組を進めます。

【文化財活用促進事業】

①由布の学び検定の実施

◆子どもたちが由布市の自然、歴史、地域文化等について学習したことを試せる場として「由布の学び検定」を実施し、自分たちのまちに愛着を持ち、故郷を誇りに思う心情の育成を目指します。

②地域学習の実施

◆歴史民俗資料館や学校等での出前講座を行い、地域の歴史文化資源をいかした学習を推進し、地域貢献できる人材の育成を目指します。

③ふるさと探検部の実施

◆文化財等に直接触れる機会を提供するために「ふるさと探検部」を実施し、住んでいる地域への郷土愛を育みます。

指 標 名	目 標 指 標		
	基準値 (令和元年度)	中間年目標値 (令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
由布の学び検定の受検者数 ※1	44	70	80
資料館、学校等での出前講座の回数 ※2	1	6	7

※1 第2期由布市教育振興基本計画・第2次総合計画 事務事業事後評価指標

※2 第2期由布市教育振興基本計画指標

(3) 芸術・文化活動への支援

市内に所在する各種団体に対する活動支援や活動機会等の情報提供を行い、発展・継続的支援を行います。

【文化振興事業】

①後藤檜根顕彰事業の推進

◆ならねっ子まつりにおいて、由布市出身の児童文学者「後藤檜根」の功績を市の文化財産として大切に後世に伝えていくとともに、児童文化の振興を図ります。

②文化芸能活動への支援

◆文化芸能活動により全国大会以上の競技大会に出場する小中学生を支援（補助）します。

◆地域固有の文化芸能活動の充実と発展を図るため、団体活動への支援（補助）や情報提供に努めます。



「後藤檜根」の生涯を紹介



檜根作詞の歌を発表する子どもたち

ならねっ子まつり

資料編

- 1 計画策定の経過
- 2 由布市社会教育委員条例
- 3 由布市社会教育委員名簿

1 第4次由布市社会教育振興計画策定経過

平成30年 8月31日	・第2回由布市社会教育委員会 社会教育委員会内に「社会教育調査検討委員会」を設置
平成30年 9月25日	・第1回由布市社会教育調査検討委員会 (審議内容) 社会教育調査内容・実施方法について
平成30年10月29日	・第2回由布市社会教育調査検討委員会 (審議内容) 社会教育調査内容について
平成30年12月26日	・第3回由布市社会教育委員会 (審議内容) 社会教育調査内容について
平成31年 3月29日	・社会教育調査票発送(4月19日まで)
令和 元年 6月 6日	・第1回由布市社会教育委員会内に「社会教育調査検討委員会」を設置
令和 元年 9月27日	・第1回由布市社会教育調査検討委員会 (審議内容) 調査結果の分析
令和 元年11月27日	・第2回由布市社会教育調査検討委員会 (審議内容) 1 調査結果の分析 2 計画の構成について
令和 元年12月26日	・第3回由布市社会教育委員会 (審議内容) 第1・2回社会教育調査検討委員会の報告と計画の構成について
令和 2年 2月25日	・第3回由布市社会教育調査検討委員会 (審議内容) 計画案について(第2章)
令和 2年 3月30日	・第4回由布市社会教育委員会 (審議内容) 計画案について(第2章)
令和 2年 6月26日	・第1回由布市社会教育委員会(兼計画策定委員会) (審議内容) 計画案について(第1章)
令和 2年 9月 3日	・第2回由布市社会教育委員会(兼計画策定委員会) (審議内容) 計画案について(第2章 目標指標)
令和 2年11月25日	・第3回由布市社会教育委員会(兼計画策定委員会) (審議内容) 計画案の全体・数値目標について
令和 2年12月 4日	・パブリックコメントによる意見募集を実施 (1月8日まで)
令和 3年 2月 4日	・第4回由布市社会教育委員会(兼計画策定委員会) (審議内容) 1 答申について 2 冊子作成に関する事務局への委任
令和 3年 2月 4日	・「第4次由布市社会教育振興計画策定委員会」答申
令和 3年 4月 1日	・第4次由布市社会教育振興計画施行

2 由布市社会教育委員条例

(設置)

第1条 本市に由布市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(事務局)

第2条 委員の事務局を由布市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に置く。

(目的)

第3条 委員は、社会教育行政及び社会教育事業に対して、地域住民の意見を反映させることを目的とする。

(構成)

第4条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(職務)

第5条 委員は、社会教育に関し、教育長を経て教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。
 - (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 委員は、教育委員会の会議に出席して、社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 委員は、教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言及び指導を与えることができる。

(定数)

第6条 委員の定数は、15人以内とする。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 教育委員会は、特別の事情がある場合は、任期中でも委員を解任することができる。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第8条 委員に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
 - (2) 副委員長 1人
- 2 役員は、委員の互選により毎年第1回定例会で選出する。

(会議)

第9条 委員の会議は、次のとおり開催する。

- (1) 会議は、年4回とする。ただし、必要に応じ臨時に招集することができる。
- (2) 会議は、教育長がこれを招集し、委員長が議長となる。委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代理する。
- (3) 会議は、委員の2分の1が出席しなければ開催することができない。

(経費)

第10条 委員に係る経費は、市費をもってこれに充てる。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

3 由布市社会教育委員名簿（平成31年度～）

役職・委員区分	氏名	備考
委員長	溝口 泰章	青少年団体代表
副委員長	中塚 高江	由布市PTA連合会代表
委員	梅野 勝市	公民館運営審議会委員代表 (挾間)
委員	河野 眞一	公民館運営審議会委員代表 (庄内)
委員	岩尾 豊文	公民館運営審議会委員代表 (湯布院)
委員	森山 金次	公民館運営審議会委員代表 (川西)
委員	古長 雅典	公民館運営審議会委員代表 (湯平)
委員	後藤 哲三	図書館協議会委員代表
委員	小野 幸男	文化財調査委員会代表 ～令和2年3月31日
委員	山田 俊治	文化財調査委員会代表 令和2年4月1日～
委員	後藤 久生	自治委員会代表
委員	梅尾 矢代畏	女性団体代表
委員	長谷川 建策	由布市議会議員代表 ～令和元年11月18日
委員	田中 廣幸	由布市議会議員代表 令和元年11月19日～
委員	清水 聡	由布市校長会代表



社会教育委員会（兼計画策定委員会）による
答申の様子

第4次由布市社会教育振興計画
(令和3年度～令和7年度)

発 行：令和3年3月

由布市教育委員会 社会教育課

〒879-5498

大分県由布市庄内町柿原302番地

電 話：097-582-1203

F A X：097-582-1245

E-mail：social_edu@city.yufu.lg.jp